

ビジネスヨーロッパ，日 EU の FTA 交渉に関する欧州理事会議長宛ての書簡を公表

2012 年 11 月 14 日
JETRO デュッセルドルフ事務所

ビジネスヨーロッパは，11 月 12 日，日 EU の FTA 交渉に関する，ファン＝ロンパイ欧州理事会議長，バローゾ欧州委員会委員長，ドゥ＝グヒュト欧州委員（貿易担当）宛ての，ドゥ＝バック会長による書簡を公表した。

本書簡において，ドゥ＝バック会長は，日本の関税レベルが既に低い中で，交渉においては非関税障壁や規制の問題に特に注目しなければならないと指摘し，知的財産権についても，顕著な非関税障壁のひとつとして取り上げている。

「日本市場において EU 産業界が直面する貿易障壁」と題する本書簡の付属文書には，知的財産権について以下の事項が指摘されている。

（模倣品について）

日本では，個人使用であれば模倣品の輸入が許されるため，日本市場に模倣品が流入している。

日本は模倣品の取引をすべて違法とすべきであり，模倣品を取引するサイトの閉鎖のために海外当局と協力すべきである。また，権利者が疑わしい商品についての情報を受け取るための手続きを，改善し簡素化すべきである。

（商標出願の審査について）

日本の特許庁は，類似の先行登録商標の存在という相対的拒絶理由についても職権で審査を行う。適用される基準が非常に厳格であるため，影響を受ける権利者から見ても共存可能なブランドでさえも，障害物とみなされる。

先行商標の権利者が同意書を提出すれば，拒絶理由は通常解消するが，日本では受け入れられていない。影響を受ける権利者が問題ないと考えても，特許庁が類似すると判断すれば，共存が不可能となる。ほとんどの国では，この手続は廃止されている。類似する後続のブランドに妨害されていると感じた場合において，先行商標を守る責任は，先行商標の権利者側にあるとすべきである。

（特許について）

日本特許庁は，補充された実験データによって，一般化された特許クレームがサポートされると考えるべきである。現在，日本特許庁は，多くの種類の出願において，出願時に開示された態様にのみ保護を与えている。さらに，小児用医薬に対する存続期間の延長は，

日本では利用できない。

これは、特に化学及びバイオテクノロジー発明に関して、審査基準を改訂することで解決され得る問題である。また、審査基準に「飯村」判決を直接引用して、審査官が裁判例に従うように促すべきである。

進歩性について、日本特許庁は、多数の先行技術文献を軽率に組み合わせることは、当業者にとって組み合わせる動機づけがない場合には、行うべきではない。日本特許庁は 3 つの「飯村」判決（平成 20 年（行ケ）10096, 平成 20 年（行ケ）10153, 平成 20 年（行ケ）10261）に従うべきである。

特許庁間での協力の拡大は、不要な作業の重複を避けるための鍵である。特許協力条約（PCT）はワークシェアリングのための最も適切なプラットフォームである。

－ ビジネスヨーロッパのプレスリリースは、以下参照 －

[EU-Japan FTA](#)

－ ファン＝ロンパイ欧州理事会議長宛ての書簡は、以下参照 －

[Letter to Herman Van Rompuy \(PDF\)](#)

(以上)